

# お知らせ

区役所 (区民部、福祉部、保健部)  
〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上 ☎371-7101

## 税

### ◆平成23年分年末調整 (給与支払報告書等作成) 説明会

平成23年分の年末調整の方法や、平成23年中に支払われた給与にかかる給与支払報告書 (源泉徴収票) などの住民税や所得税の法定調書の作成と提出の方法について説明会を行います。

日時 11月24日 (木) 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分

場所 京都テルサ テルサホール (南区新町通九条下 京都府民総合交流プラザ内 市バス九条営業所南側)

☎ 下京税務署 (☎351-9161)  
行財政局税務部法人税務課特別徴収担当 (☎213-5246)

### ◆固定資産税の非課税に係る申告について

固定資産税は、土地や家屋を課税の対象とし、その所有者の方に対して毎年課税されるものですが、一定の要件を満たす公共の用に供している道路などについては、非課税となります。道路や道路を含む土地を所有している方は、非課税申告書を資産の所在する区役所に提出してください。

#### ○主な要件

- 1 土地の全体または一部が道路構造物など (側溝など) により明確となったこと。
- 2 道路利用に関し何の制約も設けず、現に一般交通の用に供していること。
- 3 道路の両端が非課税の道路に接している場合、または一端のみが非課税の道路に接している場合であっても当該道路に接する家屋が2軒以上存在すること。

詳しくは、お問い合わせください。  
☎ 固定資産税課 (☎371-7197)

## 福祉

### ◆新しい保険証は届きましたか

現在、一人一枚のカード式の新しい保険証を簡易書留郵便でお届けしています。

配達時にご不在であった場合は、郵便局の保管期間内に再配達を依頼されるか、または郵便局窓口でお受け取りください。郵便局の保管期間を経過した場合は担当課でお受け取りください。

古い保険証 (うぐいす色または桃色) は、11月30日で期限切れとなり、**12月1日以降は使用できません。**12月1日以降に新しい保険証を提示せずに受診した場合は、いったん、医療機関などの窓口で医療費の全額をお支払いいただくこととなります。ご注意ください。

☎ 保険年金課資格担当 (☎371-7252)

### ◆国民健康保険料の納め忘れにご注意ください

災害、その他の特別な事情がなく保険料を滞納していると、有効期限を短縮した保険証やいったん医療費を全額支払う必要のある資格証明書等の交付、財産の差押処分などを行います。滞納がある場合は、至急納付してください。※納付できない特別な事情がある方は、すぐに保険年金課までご相談ください。

☎ 保険年金課徴収推進担当 (☎371-7253)

### ◆後期高齢者医療の高額療養費の支給申請をお忘れなく

医療機関などで支払った一部負担金が自己負

担限度額を超えた場合には、その超えた額が高額療養費として支給されます。該当される方には「高額療養費支給申請についてのお知らせ」をお送りしています。

支給に際しては、担当課への申請が初回のみ必要になります。お知らせを受けた方は下記の書類を添えて、お早めに申請してください。(郵送可)

申請に必要な書類 「高額療養費申請についてのお知らせ」、保険証、印鑑、預金通帳、委任状 (代理人の方が来られる場合)

☎ 保険年金課保険給付・年金担当 (☎371-7254)

### ◆歳末特別生活相談と特別生活資金貸付

疾病や不測の事故などのため、年越しの時期に生活に困られる世帯に対して、生活相談を行い、必要と認められる世帯に貸付を行います。

相談日時 12月8日 (木)～14日 (水) 午前9時～11時30分、午後1時～3時 (土日を除く)

場所 区役所4階会議室

貸付日 12月26日 (月)

貸付の内容 世帯員1人3万円を目安に、1世帯15万円までを貸付。担保・保証人は不要、無利子。1か月以上3か月以内の据置期間を含めて2年以内に、原則として均等月賦で返済。

#### 貸付が受けられない世帯

- ・ボーナスなどの臨時収入がある場合や、他の共済制度の貸付を受けることができる世帯
- ・生活保護を受けている世帯
- ・「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第14条第1項などに規定する支援給付を受けている世帯
- ・以前に夏季または歳末でこの資金の貸付を受け、償還が完了していない世帯 (相談の時点で80%以上を償還済みで、貸付日までに償還を完了した世帯を除く)
- ・償還能力に欠けると認められる世帯

申請に必要なもの 印鑑、健康保険証 (世帯全員分) など住所と家族構成を明らかにできるもの

☎ 福祉介護課福祉担当 (☎371-7214)

下京青少年活動センター (ユースサービス下京)  
☎314-5636 FAX 314-5640  
e-mail shimogyo@ys-kyoto.org

対象：市内に在住または通勤・通学の方  
申込み：電話・FAX・Eメールで

### ◆ふれいじむ参加者募集

スポーツルームにて、ボランティアスタッフと楽しく遊びましょう。

日時 12月3日、17日 (いずれも土曜日) 午後1時～3時

対象 小学生 費用 無料 申込み 不要  
※上記の企画はしもせいチャレンジ☆キッズの登録 (種別により500円、800円/平成24年3月末まで有効) が必要

### ◆トレーニングガイダンス参加者募集

ガイダンスを受けると、開館中にいつでも豊富なマシンを使ってトレーニングができます。

日時 毎週木曜日 午後7時30分～9時

費用 13歳～30歳1回300円  
31歳以上1回600円

下京図書館  
〒600-8449 下京区新町通松原下 ☎351-8196

### ◆下京図書館移転開館10周年記念事業

日時 12月3日 (土) 午後2時～

場所 幼児コーナー

内容 「英語絵本の読み聞かせ」

### ◆お楽しみ会

日時 11月26日 (土) 午前11時～

内容 「どうぶつたちのリースづくり」

費用 無料 申込み 不要

### ◆テーマ別図書の展示と貸出し

11月 「みのり」「古典もおもしろい」

12月 「クリスマス」「人権月間」

### ◆特別展示 (エレベーター前ホール)

11月 11月2日 (水)～30日 (水)

「手作り絵本展」 (絵本サークルくるくる)

12月 12月1日 (木)～26日 (月)

「どうぶつたちのリース」展示会 (11月おたのしみ会作品展)

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 12月5日 (月) 午前10時～10時40分  
場所 西大路小学校

下京老人福祉センター  
〒600-8166 下京区花屋町室町西入 ☎341-1730

申込み：センターへお越しください。

### ◆世代間交流フラワーアレンジメント講座 『さつま杉を使ってクリスマスリースを作ろう』参加者募集

日時 11月26日 (土) 午前10時～正午  
場所 センター和室大

対象 市内在住の方 (年齢は問いません)

定員 20人 (親子ペアで参加される場合は、作品を作る人数を申込みください)

材料費 1,000円

申込み 11月19日 (土) 午前9時30分から先着順で受付

### ◆教養講座『お香の体験講座』～調香体験・匂い袋を作ろう～ 参加者募集

お香の歴史を聞いたり、お好きな香りを選んで匂い袋を作ります。

日時 11月28日 (月) 午前10時30分～11時30分

場所 センター和室大

対象 市内在住の60歳以上の方

定員 30人 参加費 500円

申込み 11月21日 (月) 午前9時30分から先着順で受付

### ◆『下手でいい 下手がいい 絵手紙講座』今年絵手紙の年賀状に挑戦してみませんか

日時 12月7日 (水) 午前10時～

場所 センター和室大

対象 市内在住の60歳以上の方

定員 15人 参加費 無料

申込み 11月30日 (水) 午前9時30分から先着順で受付

## 相談

### ◆弁護士による法律相談を実施

日常生活の中でのあらゆる法律問題について専門的な立場から弁護士がお話を伺います。ご相談は、無料、秘密厳守です。

日時 毎週水曜日 (祝日を除く) 午後1時30分～4時

場所 区役所1階相談室

定員 先着7人 (正午より区役所1階で整理券配布)

相談時間 1人20分程度

☎ まちづくり推進課 (☎371-7170)

### ◆行政相談委員による相談所を開設

「どこに相談したらよいかわからない困りごと」や「国の行政機関などが行う仕事に対する苦情」などを、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聞きします。ご相談は、無料、秘密厳守です。

日時 11月28日 (月) 午後1時30分～3時

場所 区役所1階相談室

☎ 総務省京都府行政評価事務所 (☎211-1100) まちづくり推進課 (☎371-7170)